

2018年6月29日  
日本郵便株式会社

## 料金割引郵便物等の料金支払方法の変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、料金割引郵便物等の料金支払方法の変更について、総務大臣及び国土交通大臣から内国郵便約款等の変更の認可を受けましたので、お知らせします。

### 1 概要

料金割引郵便物等（広告郵便物及び区分郵便物を除きます。）の料金別納<sup>（注1）</sup>及び料金計器<sup>（注2）</sup>の予納金のお支払いについては、現金等<sup>（注3）</sup>及び郵便切手によるお支払いが可能です。2019年1月1日（火・祝）から現金等に限らせていただきます。

なお、料金割引郵便物等以外の郵便物の料金別納については、引き続き郵便切手によりお支払いいただけます。

	変更前のお支払方法	変更後のお支払方法
料金割引郵便物	（料金別納）現金等、 <u>郵便切手</u> （料金後納）口座振替、銀行振込等	（料金別納）現金等 （料金後納）口座振替、銀行振込等
料金計器予納金	現金等、 <u>郵便切手</u>	現金等

### 2 料金支払方法の変更対象

区別	変更対象
内国郵便	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便区内特別郵便物及び配達地域指定郵便物</li> <li>バーコード付郵便物</li> <li>一般書留料の割引、簡易書留料の割引、特定記録郵便料の割引及び第三種郵便物の料金の割引が適用される郵便物</li> </ul>
国際郵便	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常郵便物の割引、小包郵便物の割引、EMS郵便物の割引及び書留料の割引が適用される郵便物</li> <li>航空優先大量郵便物及び航空非優先大量郵便物</li> </ul> <p>※書留料の割引が適用される郵便物には、国際eパケットを含みます。</p>

以上

#### 【注釈】

（注1）料金別納の詳細については、こちらをご参照ください。

[http://www.post.japanpost.jp/fee/how\\_to\\_pay/separate\\_pay/index.html](http://www.post.japanpost.jp/fee/how_to_pay/separate_pay/index.html)

（注2）料金計器の詳細については、こちらをご参照ください。

[http://www.post.japanpost.jp/fee/how\\_to\\_pay/keiki\\_sepa\\_pay/index.html](http://www.post.japanpost.jp/fee/how_to_pay/keiki_sepa_pay/index.html)

（注3）現金及び当社が定める有価証券。

#### 【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。